労働安全衛生法に基づく特別教育に係る

修了証の再交付・書替について

　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センターでは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和４７年）５９条第３項

及び労働安全衛生規則第36条(厚生労働省令)に基づく特別教育を実施しております。

　平成１８年以前に実施した特別教育の修了台帳の保存期間を３０年とし、再交付・書替えのご要望に対応してまいりましたが、平成１９年以降に実施した修了台帳と同様に、保存期間を５年間に変更し、修了証交付から５年間を過ぎた場合は、再交付・書替えが受けられなくなりましたので、ご注意ください。

　なお、修了台帳の保存期間は法令上３年（労働安全衛生規則第38条(厚生労働省令)）でありますが、当機構においては利便性を考慮し５年までとしていること、また、危険・有害な業務に係る取扱いの方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化しており、事業主の指示の下、改めて特別教育を受けた方が適切であること等により変更するものですので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| **変更後** | ＜労働安全衛生法に基づく特別教育修了証の再交付・書替えの期間＞**実施した特別教育の修了証交付から５年以内** |

【お問い合わせ】

　　　　　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　鳥取支部

　　　　　　　　　　　　　　鳥取職業能力開発促進センター　米子訓練センター

　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県米子市古豊千520

　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0859-27-5115